

子育て支援医療費助成制度

助成対象者

金沢市に住民登録があり、健康保険に加入している子どもの保護者です。

※生活保護を受けている方は除きます。

出生や転入時に、「子ども医療費助成資格認定」の申請をすると、「子ども医療証」を交付します。

●ひとり親家庭等医療費助成を受けている場合

令和5年9月診療分までは中学3年生まで「子ども医療証」の対象としていましたが、令和5年10月診療分からは「ひとり親家庭等医療費受給資格証」をお使いください。

助成内容

	令和5年9月診療分まで	令和5年10月診療分から	
助成対象	入院・通院	入院	通院
対象年齢	中学3年生まで	18歳まで	中学3年生まで
所得制限	なし	なし	

※令和5年10月診療分から、入院医療費の助成対象が18歳まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)に拡大されました。

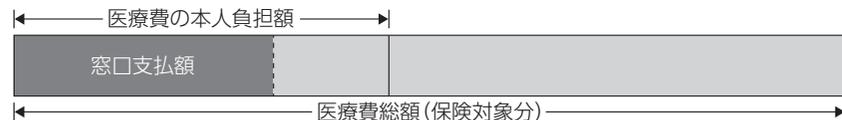
助成範囲

入院の助成額：医療費の本人負担額の全額(保険外は除く)

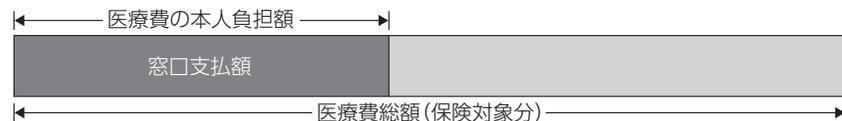
通院・調剤の助成額：窓口で負担した額(保険外は除く)の1か月の合計から、1,000円を差し引いた金額(16~18歳になる年度のお子さんは対象外)

※助成額は、保険診療額を元に計算していますので、領収書の金額と数十円の誤差が生じる場合がありますが、ご了承下さい。

①現物給付：医療費の本人負担額のうち、医療証に記載されている負担額を窓口で支払う方式



②償還払い：医療費の本人負担額を一旦支払った後に、市から助成金の支払いを受ける方式



〈助成の対象とならないもの〉

- 健康保険が適用されないもの
(初診時選定療養費※、自費診療分、文書料、入院時の差額ベッド代や食事代、健康診断、予防接種の費用など)
- 健康保険者から支給される高額療養費や付加給付金等
- 交通事故など第三者行為によるもの

※200床以上の病院において他の病院・診療所から紹介状なしに初診で受診した場合にかかる費用

助成方法

①現物給付方式

医療機関の窓口で「子ども医療証」を提示し、窓口負担額を支払ってください。
(医療証を提示しなかった場合は、現物給付になりません。)

窓口負担額

入院：1医療機関当たり1月1,000円

→令和5年10月診療分より 無料

通院：1医療機関当たり1日500円(500円未満のときはその額)

調剤：無料(保険薬局における保険調剤)

※医療機関とは、病院、診療所、薬局、整骨、接骨、鍼灸院です。

医科と歯科は別の医療機関とします。

※16~18歳になる年度のお子さんの通院・調剤は対象外(医療費の本人負担額)

〈現物給付にならないもの〉※②償還払いの申請が必要です

- 医療証を使用できなかった場合
- 医療証を提示しないで受診した場合
- 県外の医療機関で受診した場合
(県内医療機関でも現物給付に対応していない場合がありますので、受診の前に医療機関にご確認ください。)
- 治療用補装具、治療用眼鏡を作成した場合
- 訪問看護ステーションを利用した場合

中学3年生までのお子さんについては、窓口負担額の1か月分の合計から1,000円を差し引いた金額が、おおむね3か月後に指定の銀行口座に振り込まれます。

(助成金の請求手続は不要です。)

【例1】1か月にA病院とB病院(医療費500円未満)とC薬局に通院した場合

	窓口負担額	助成額
市内A病院	500円	} (500+300+0) - 1,000 → 0円
市内B病院	300円	
市内C薬局	0円	

【例2】1か月に3日、同じ病院に通院した場合

	窓口負担額	助成額
市内D病院	500円	} (500+500+500) - 1,000 = 500円
市内D病院	500円	
市内D病院	500円	

【例3】同じ日にE総合病院で複数科通院した場合、

→窓口負担額は合わせて500円まで(※歯科は別)

	窓口負担額	助成額
市内E病院(内科)	500円	} (500+0+500) - 1,000 = 0円
市内E病院(眼科)	0円	
市内E病院(歯科)	500円	

※入院の場合、「限度額適用認定証」の提示がないと現物給付にならない場合があります。

「限度額適用認定証」については、ご加入の健康保険者にお問い合わせください。

②償還払い(申請による払い戻し)

現物給付にならなかった場合は、医療機関の窓口で、医療費の本人負担額を支払い、金沢市へ**助成金の請求手続**をしてください。
(申請は、1か月分まとめて診療月の翌月以降にお願いします。)

高額療養費等に該当する場合は、高額療養費等支給決定通知書など高額療養費等の金額がわかるものが必要です。

高額療養費等の手続については、ご加入の健康保険者にお問い合わせ下さい。

助成金は、申請月の翌月末に指定の銀行口座に振り込まれます。

〈請求手続について〉

●必要なもの

- ①子ども医療証
- ②お子さんの健康保険証
- ③領収書(原本)
領収書は、受診者氏名、保険点数、診療年月日、領収金額、医療機関名など記載されているものが必要です。
- ④認め印(代理人申請の場合)
- ⑤高額療養費等支給決定通知書など高額療養費等の金額がわかるもの
(高額療養費等に該当する場合)

●申請窓口

- 市役所1階福祉と健康の総合窓口
- 各市民センター(森本・金石・犀川・安原・額・押野・浅川・泉野・元町・新神田・駅西・湊・本町・近江町)
- 各福祉健康センター(駅西・泉野・元町)

●申請期限

診療月の翌月以降、2年以内に申請してください。
(令和3年10月診療分→令和5年10月末日までに請求してください。)

〈郵送による申請〉

申請書に記入、押印の上、領収書原本と一緒に金沢市健康政策課あてに送って下さい。
申請書は、金沢市のホームページ(いいね金沢)からもダウンロードできます。

金沢市 子ども医療費 申請書

検索

●こんな時にはお届けを

内 容	必要書類
加入している保険証が変わったとき	医療証、お子さんの新しい保険証
お子さんや保護者の住所、氏名が変わったとき	医療証
振込口座の変更※	医療証、保護者の口座がわかるもの、認め印
医療証を紛失、破損したとき	医療証(紛失の時は不要)、お子さんの保険証

※口座名義人の氏名が変更した場合も届出をお願いします。

市役所1階福祉と健康の総合窓口、各市民センター、各福祉健康センターで手続できます。

●医療証の返却

市外へ転出したとき、医療費受給資格を失ったとき、ひとり親家庭等医療費助成の対象となったとき、又は生活保護法の適用を受けるようになったときは、医療証を使用することはできません。速やかに健康政策課まで返却してください。

●夜間に受診したいときは

金沢市広域急病センター(小児科・内科)

- 【所在地】 金沢市西念3-4-25 駅西福祉健康センター1階
- 【療養時間】 毎日/19:30~23:00
- 【医療機関案内】 TEL 076-222-0099 FAX 076-222-5566
毎日/19:30~翌朝9:00(23時以降は電話自動応答)

金沢市役所 健康政策課
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL : 076-220-2233
FAX : 076-220-2231